

定 款

株式会社 三洋堂ホールディングス

2022年 6月21日改

定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当会社は、株式会社 三洋堂ホールディングス と称し、英文では Sanyodo Holdings Inc. と表示する。

(目的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことならびに次の事業を営む会社その他の法人等の株式または持分を所有することにより、当該法人等の経営管理およびこれに附帯するまたは関連する業務を行うことを目的とする。

- (1) 書籍・雑誌、映像ソフト、音楽ソフト、ゲームソフト、その他の音響、映像媒体商品およびその再生機器、その他家庭用電子機器および同附属装置および自動車のレンタル、リース、卸販売、販売、輸出入ならびに保守サービス
- (2) 文房具、事務用品、化粧品、食品、酒類、煙草、玩具、楽器、エクステリア製品、スポーツ用品、自動車用品、家具、日用雑貨、衣料品、装飾雑貨、装身具、時計、カメラ、貴金属、美術工芸品、皮革製品、医療機器、医薬品、医薬部外品、コンピュータのソフトウェアおよびコンピュータ機器ならびにその周辺機器の企画、開発、製造・制作、レンタル、リース、卸販売、販売、輸出入ならびに保守サービス
- (3) 出版業、広告業、通信販売業、写真業、印刷・複写業、クリーニング業、コンビニエンスストア、棚卸業、理容・美容業、宅配業、貨物運送取扱業、運転代行業ならびに各種委託取次業、斡旋業、仲介業、受託業、請負業、コンサルタント業、リース業
- (4) 宝くじ受託販売、入場券、乗車船券、はがき、郵便切手、収入印紙の販売
- (5) 商品券、その他の金券の買取および販売
- (6) 情報通信・インターネットを利用した情報通信システムおよび電子商取引に関する各種サービス
- (7) 古物商
- (8) 喫茶店、飲食店、遊技場、スポーツ施設、宿泊施設、洗車場、プレイガイド、観光施設、図書館、美術館、博物館、多目的ホール、文化教室、ガソリンスタンド、充電スタンドの経営
- (9) 動物、ペット用品、植物、園芸用品、肥料、農薬、毒物劇薬の販売および農園経営
- (10) 前各号に関するフランチャイズチェーンシステム展開のための加盟店

の募集、経営指導、店舗の開発販売ならびにこれらの店舗に帰属する営業権、什器、備品消耗品等商品の販売または賃貸

- (11) 動産・不動産の賃貸業および販売業ならびに不動産の売買、譲渡、斡旋、仲介および管理
- (12) 自動販売機による物品の販売ならびに企画開発、賃貸、管理および販売
- (13) 学習塾の経営
- (14) 運輸倉庫業
- (15) 物流センターの管理運営
- (16) 金融商品仲介業
- (17) 保育施設の運営
- (18) 介護保険法に基づく居宅サービス、介護保険法に基づく介護予防サービス、介護保険法に基づく施設サービス、介護保険法に基づく居宅介護支援の各事業
- (19) 人材紹介事業
- (20) 労働者派遣事業
- (21) 携帯電話の販売および受託販売ならびに同加入申込代理業
- (22) 衛星放送の受託機器の販売および受託販売ならびに同加入申込代理業
- (23) 保険代理店業
- (24) 旅行代理店業
- (25) 発電事業およびその管理・運営ならびに電気の売買に関する事業
- (26) 市場調査情報の処理、管理および販売に関する業務ならびにダイレクトメール広告の受託、発送代行業務
- (27) 店舗設備、防犯設備、店舗用什器・備品、消耗品、印刷物の企画、販売、賃貸ならびにリース
- (28) 現金自動預入支払機の導入、設置、運行
- (29) 有価証券の売買、金銭の貸付、債務の保証、クレジットカード業および代金前払方式の磁気カードの発行および販売
- (30) 有価証券に関する投資および運用業務
- (31) その他各種サービス業
- (32) 上記に附帯または関連する一切の事業

(本社の所在地)

第3条 当会社は、本店を愛知県名古屋市に置く。

(機関)

第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告は、電子公告とする。

ただし、事故その他のやむを得ない事由により電子公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載する。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、1,920万株とする。

(単元株式数)

第7条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式を有する株主の権利)

第8条 当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第9条 当会社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって

定める。

3. 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務はこれを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

- 第 11 条 当会社の株主権行使の手続その他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第 3 章 株主総会

(招集)

- 第 12 条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から 3 か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じ隨時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

- 第 13 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

(招集権者および議長)

- 第 14 条 株主総会は、取締役会であらかじめ定めた取締役がこれを招集し、議長になる。
2. 前項の取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序によりほかの取締役が株主総会を招集し、議長になる。

(決議の方法)

- 第 15 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使できる株主の議決権の過半数をもって行う。
2. 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

- 第 16 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。
2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証する書面を当会社に

提出しなければならない。

(議事録)

第 17 条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

(電子提供措置等)

第 18 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

第 4 章 取締役および取締役会

(員数)

第 19 条 当会社の取締役は、9名以内とする。

(選任方法)

第 20 条 取締役は、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第 21 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結した時までとする。

2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第 22 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。

2. 取締役社長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第 25 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

2. 当会社は、会社法第 370 条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があつたものとみなす。

(取締役会の議事録)

第 26 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに署名する。

2. 前条第 2 項の決議があつたとみなされる事項の内容およびその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

(取締役会規程)

第 27 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第 28 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 29 条 当会社は、社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第 423 条

第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度額として責任を負担する契約を締結することができる。

第5章 監査役および監査役会

(員数)

第30条 当会社の監査役は、4名以内とする。

(選任方法)

第31条 監査役は、株主総会において選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。
3. 補欠監査役の予選の効力は、当該選任のあった株主総会後、4年後の定時株主総会開始の時までとする。

(常勤の監査役)

第33条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第34条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議方法)

第35条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第36条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに署名する。

(監査役会規程)

第37条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(報酬等)

第38条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第39条 当会社は、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度額として責任を負担する契約を締結することができる。

第6章 会計監査人

(選任方法)

第40条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(任期)

第41条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

第7章 計算

(事業年度および決算期)

第42条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とし、事業年度末日を決算期とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第43条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。

(剰余金の配当の基準日)

第44条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

2. 当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。
3. 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当の除斥期間)

第45条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

附則

(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)

第1条 変更前定款第18条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更後定款第18条(電子提供措置等)の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。

2. 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第18条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)は、なお効力を有する。
3. 本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。